

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年岩手県規則第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下「法」という。)、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令</u>(平成8年政令第18号)及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則</u>(平成6年厚生省令第63号)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 別に定める様式による<u>支援給付決定調査</u></p> <p>(4) 別に定める様式による<u>支援給付金品支給台帳</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 別に定める様式による<u>支援給付申請書受理簿</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 要支援者(法第14条第1項の規定による<u>支援給付</u>(以下「支援給付」という。)を必要とする状態にあるものをいう。以下同じ。)の現在地を所管する局長は、法第14条第4項においてその例による<u>もの</u>とされた生活保護法(昭和25年</p>	<p><u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号。以下「法」という。)、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令</u>(平成8年政令第18号)及び<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則</u>(平成6年厚生省令第63号)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付書類)</p> <p>第2条 広域振興局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 別に定める様式による<u>支援給付(配偶者支援金支給)決定調査</u></p> <p>(4) 別に定める様式による<u>支援給付金品(配偶者支援金)支給台帳</u></p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 別に定める様式による<u>支援給付(配偶者支援金支給)申請書受理簿</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(通知)</p> <p>第3条 要支援者(法第14条第1項に規定する<u>支援給付</u>(以下「支援給付」という。)を必要とする状態にあるものをいう。以下同じ。)の現在地を所管する局長は、法第14条第4項においてその例による<u>こと</u>とされた生活保護法(昭和25年法</p>

法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第2項の規定により支援給付を実施したときは、前条第1号から第5号まで及び第5条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、その旨を当該被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)の居住地を所管する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条又は同法附則第7項の規定により設置された福祉に関する事務所の長(以下「福祉に関する事務所の長」という。)に通知しなければならない。

2 [略]

3 前項の通知書には、次に掲げる書類(支援給付の決定をするために必要と認められる最小限のものに限る。)の写しを添付するものとする。

(1) [略]

(2) 別に定める様式による支援給付決定調書

(3)・(4) [略]

(決定通知書)

第5条 保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条の規定による書面は、別に定める様式による支援給付決定(変更)通知書、支援給付申請却下通知書又は支援給付停止(廃止)決定通知書によらなければならない。

2 [略]

(町村長への通知等)

第9条 局長は、支援給付の決定を行ったときは、その内容を被支援者の居住地又は現在地である町村の長(以下「町村長」という。)に通知しなければならない。

2 局長は、保護法第19条第7項第3号の規定に基づき被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に委託するときは、当該交付日の3日前までに、別に定める様式による支援給付費支給明細書2部を送付するとともに、当該交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

律第144号。以下「保護法」という。)第19条第2項の規定により支援給付を実施したときは、前条第1号から第5号まで及び第5条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、その旨を当該被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)の居住地を所管する社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条又は同法附則第7項の規定により設置された福祉に関する事務所の長(以下「福祉に関する事務所の長」という。)に通知しなければならない。

2 [略]

3 前項の通知書には、次に掲げる書類(支援給付の決定をするために必要と認められる最小限のものに限る。)の写しを添付するものとする。

(1) [略]

(2) 別に定める様式による支援給付(配偶者支援金支給)決定調書

(3)・(4) [略]

(決定通知書)

第5条 保護法(法第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。第7条、第9条第2項、第16条及び第18条において同じ。)第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び第26条の規定による書面は、別に定める様式による支援給付決定(変更)通知書若しくは配偶者支援金支給決定(変更)通知書、支援給付申請却下通知書若しくは配偶者支援金支給申請却下通知書又は支援給付停止(廃止)決定通知書若しくは配偶者支援金支給廃止決定通知書によらなければならない。

2 [略]

(町村長への通知等)

第9条 局長は、支援給付又は法第15条第1項の配偶者支援金(次項において「配偶者支援金」という。)の支給の決定を行ったときは、その内容を被支援者の居住地又は現在地である町村の長(以下「町村長」という。)に通知しなければならない。

2 局長は、保護法第19条第7項第3号の規定に基づき被支援者に対する支援給付金品の交付又は配偶者支援金の支給を町村長に委託するときは、当該交付日の3日前までに、別に定める様式による支援給付費(配偶者支援金)支給明細書2部を送付するとともに、当該交付又は支給に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (第23条関係)				別表第1 (第23条関係)			
徴収額(本人又は扶養義務者)				徴収額(本人又は扶養義務者)			
各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設	各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分		入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額(月額)	徴収額(月額)	階層区分	定義	徴収額(月額)	徴収額(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	[略]		A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第2 (第23条関係)				別表第2 (第23条関係)			
徴収額				徴収額			
世帯の階層区分		療育の給付		世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収額(月額)	加算額(月額)	階層区分	定義	徴収額(月額)	加算額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	[略]		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3 (第24条関係)				別表第3 (第24条関係)			
自己負担限度額				自己負担限度額			

監護児童等の属する世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額(円)	
階層区分	定義	入院	外来
0	生活保護法による保護を受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合	[略]	
[略]			

監護児童等の属する世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額(円)	
階層区分	定義	入院	外来
0	生活保護法による保護を受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合	[略]	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第3条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和39年岩手県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用徴収額の特例) 第5条 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。 2・3 [略]	(費用徴収額の特例) 第5条 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。 2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(訓練手当支給規則の一部改正)

第4条 訓練手当支給規則(昭和41年岩手県規則第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。 (1)～(10) [略] (11) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号)第10条の	(支給対象者) 第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設が行う職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。))及び職場適応訓練(以下「公共職業訓練等」と総称する。))を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。 (1)～(10) [略] (11) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法</u>

<p>永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>律</u>（平成6年法律第30号）第10条の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であって、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していないもの</p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第5条 母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
徴収費用額			徴収費用額		
世帯の階層区分	徴収費用額 (月額)	加算額 (月額)	世帯の階層区分	徴収費用額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	[略]	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	[略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第6条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和43年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（費用の徴収の特例）</p> <p>第7条 精神障害者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（費用の徴収の特例）</p> <p>第7条 精神障害者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、費用の徴収を行わないものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（県営住宅等条例施行規則の一部改正）

第7条 県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に作成し、交付し、又は送付する調書等、通知書又は明細書について適用し、同日前に作成し、交付し、又は送付した調書等、通知書又は明細書については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。